

(仮称)〇〇ダム水力発電施設
設置・運営事業

募集要項
(記 載 例)

令和〇年〇月

国土交通省〇〇地方整備局

【本書の位置づけ】

本書は、国が、民間を活用してダム水力発電施設の整備・運営を図る際の主要な論点について、令和 5 年度に開催した「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会」での議論の結果も踏まえつつ、これから事業化を推進する際の解説的位置づけとして整理したものである。

本書中の本文は、「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会」での議論も踏まえて、基本的には次に掲げる条件下での例示であり、対象の事業の特徴等に合わせて修正することが適切である。

実際に官民連携を検討する際は、本書を参考とするほか、各ダムの特性や民間事業者の参画意向などを把握し、改めて実施方針を具体的に検討する必要がある点に留意が必要となる。

- ・ 事業類型 : 運営期間中の売電収入で初期投資額等を回収する独立採算型
- ・ 業務範囲 : ダム水力発電設備の設計、建設、維持管理、運営
- ・ 事業方式 : [商用発電](#)
- ・ 事業期間 : [河川法に基づき設定](#)
- ・ 公募方式 : 公募プロポーザル方式

【本書の構成】

項目構成 : 例示となる。

本文 : 当該項目において記載が想定される内容を例示したものであり、対象の事業の特徴等に合わせて修正することが適切である。

【本書の位置づけ】のとおり、一定の条件下で記載しており、事業実施時に改めて検討が必要である。

固有名詞等については「〇〇」と記載している。

解説では、手引きにも記載しているなど特に留意することが求められる事項は、「＜要検討事項＞」を付している。

解説 : 本文は例示であり、対象事業の特徴等を踏まえて個別に検討する必要がある。その際に、当該項目を検討するにあたって留意が必要な点を記載している。

【補足】

本文については、どの案件でも同様の記載となる部分と、対象とするダム毎によって異なる部分がある。

本案では、対象とするダム毎に異なる可能性が高い事項を [青字](#) で記載している。

目次

1 目的	1
2 募集する事業の内容	1
(1)募集の概要	1
(2)事業箇所	1
(3)事業期間	2
(4)水力発電所の仕様	2
(5)ダム本体の概要	2
(6)電気事業者との系統連系	3
(7)費用の負担等	3
3 募集等の日程	4
(1)募集要項等の公表・配布	4
(2)募集要項等に関する質問受付	4
(3)現地見学の受付	4
(4)プロポーザル参加申込受付	4
(5)企画提案書の受付	4
(6)ヒアリング	4
4 参加資格要件	4
5 プロポーザルの手続き	7
(1)募集要項等の配布	7
(2)募集内容等に係る質問書の受付および回答の公表	7
(3)現地見学の受付および実施	7
(4)プロポーザル参加申込の受付	8
(5)企画提案書等、書類の受付	9
(6)プロポーザル参加に際しての注意事項	10
6 評価に係る事項	11
(1)評価方法	11
(2)ヒアリングについて	12
(3)評価基準	12
(4)提案者が1者または無い場合の取扱い	14
(5)詳細な応募資格確認書類の受付	15
7 基本協定の締結	16

(1)協議の実施	16
(2)基本協定の内容	16
(3)新会社の設立	16
8 留意事項	17
(1)言語、通貨、単位について	17
(2)個人情報保護	17
(3)守秘義務	17
9 問合せおよび各書類等の提出先	17

※ 用語の定義

本募集要項において、以下のとおり用語を定義します。

(1) 応募者

本プロポーザル募集に応募する者

(2) 参加資格者

「5 プロポーザルの手続き」の「(4)プロポーザル参加申込の受付」により申請書類等を提出し、確認結果の通知を受けた応募者

(3) 提案者

「5 プロポーザルの手続き」の「(5)企画提案書等、書類の受付」により企画提案書等を提出した者

(4) 最優秀提案者

「6 評価に係る事項」の選定委員会において、最も評価点の高い提案者

(5) 優秀提案者

「6 評価に係る事項」の選定委員会において、2番目に評価点の高い提案者

(6) 事業候補者

本募集による水力発電事業について、国土交通省〇〇地方整備局(以下、「〇〇地方整備局」という。)と基本協定締結および法令上の許可等手続きを行う権利を有する者

(7) 発電事業者

水力発電所設置に係る〇〇地方整備局との基本協定の締結、法令上の許可等を受け、水力発電事業を実施する者

1 目的

〇〇地方整備局は、〇〇ダム(以下、「本ダム」という。))について、本ダムの包蔵する未利用の水力エネルギーを有効活用した再生可能エネルギー活用によるカーボンニュートラルの推進と、ダム所在地の地域振興を図るため、ダム水力発電施設(以下、「本施設」という。))の設置・運営を計画しています。

(仮称)〇〇ダム水力発電施設設置・運営事業(以下、「本事業」という。))は、ダムに設置する水力発電施設について、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的な整備及び維持管理・運営を実現するものです。

本募集は、〇〇地方整備局が、〇〇ダムの放流水を利用して水力発電事業(完全従属)を行う民間事業者の提案を募集するものです。

〇〇地方整備局は、応募された提案について、水力発電所の設置運営が可能な一定基準以上の技術、実績、資金力等の観点から評価し、法令上の許可等手続および〇〇地方整備局との協定締結の協議を行う民間事業者の順位を付けることを目的とします。

2 募集する事業の内容

(1)募集の概要

発電事業者は、〇〇ダムの放流水を活用した水力発電所(以下、「本施設」という。))の設置運営に係る事業計画、資金計画、電気工作物等の設計・施工、管理運営等の取り組みについて、自らの責任において実施します。なお、本施設を設置・運営するにあたり、事業候補者は、必要な法令上の許可等手続および〇〇地方整備局との協定締結が必要となります。

(2)事業箇所

本施設の立地条件の概要は次のとおりです。

本施設の名称	〇〇ダム水力発電施設
所在地	一級河川〇〇川河川区域内 (住所等を記入)
敷地面積	〇〇m ²
地域地区	都市計画区域外

事業場所の詳細については、以下の資料も参照してください。

・別紙1 : 位置図

・別紙2 : 箇所図・用地図

【解説】

民間事業者に対して開示する資料については、対象事業によって異なると想定されるため、個別に検討することが必要となる。

(3)事業期間

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)(以下「河川法」という。)第 23 条の2に基づく登録期間とする(登録後、かつ河川法第 24 条および第 26 条第一項許可後に発電所建設工事を開始することができます。)。なお、登録期間については、更新することができます。

水力発電事業を終了する場合は、〇〇地方整備局との協定に基づき、全ての発電施設を発電事業者の責任および費用負担において速やかに撤去することを基本とします。

水力発電所の運用開始は令和〇年〇月からを想定しているが、社会情勢や経済動向等によって前後する可能性があるとして想定されます。その場合は、発電事業者の責において、関係機関等と協議等、水力発電所の運用時期を調整する必要があります。

【解説】 <要検討事項>

事業期間については河川法の規定によることとしているが、民間事業者ヒアリングにおいて、事業期間を具体的に定めてほしいとの意見が多かった場合には、〇年等、具体的な年数を規定することも想定される。なお、その場合には、河川法の規定や運用を踏まえた内容とする。

(4)水力発電所の仕様

水力発電所の仕様は、基本的には事業候補者の提案によるものとします。

ただし、発電事業者は別添の「〇〇ダム水力発電施設設置・運営事業 条件書」(以下、「条件書」という。)を遵守してください。

また、関係各種法令等を遵守するとともに、治水ダムとしての運用に支障がない範囲で定めるものとし、最終的には〇〇地方整備局の承認を得た後に決定します。

発電に使用する水量は、[既存のルールに基づくダムの放流](#)に完全に従属することとします。使用水量の検討に必要なダム地点の流量年表、ダム本体等の設計図は別途配布します。

【解説】

〇〇地方整備局から民間事業者に対して開示が必要な水力発電所の仕様については、PFI 事業として実施する場合には作成する要求水準書の記載事項が参考となる。公募開始前に〇〇地方整備局で実施していると想定される概略設計を踏まえて作成することが想定される。

(5)ダム本体の概要

〇〇ダムの構造および諸元は次のとおりです。

形式	〇〇式コンクリートダム
流域面積	〇〇km ²
ダム高	〇〇m
SWL	〇〇EL.m
NWL	〇〇EL.m

制限水位	〇〇EL.m
LWL	〇〇EL.m

【解説】

民間事業者の意向を踏まえ、必要に応じて図面等の資料を開示する。

(6)電気事業者との系統連系

発電事業者となる者は、電気事業者と系統連系に関する契約が必要です。

なお、系統連系に関する契約不可となった場合、または契約の可能性がないと〇〇地方整備局が判断した場合は、優秀提案者を交渉相手とし、必要な手続きを行います。優秀提案者も同様の場合は、次点者を交渉相手とし、以下、評価値が基準点以上の提案者まで順次同様に交渉し、手続きを行います。

(7)費用の負担等

ア ダム建設費に関する負担

発電事業者は、特定多目的ダム法第 27条に基づき、多目的ダムによる流水の貯留を利用して発電を行うことによる効用から算定される推定の投資額を勘案して算出した額を負担することとします。当該費用については、〇〇地方整備局が別途提示します。

イ 兼用工作物に関する負担

〇〇ダムは水力発電所と相互に効用を兼ねる兼用工作物であることから、発電事業者は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 17 条および第 66 条に基づき、その費用のうち、発電事業者が負担しなければならない費用を負担する必要があります。費用の詳細については、〇〇地方整備局と協議の上で定めるものとします。このうち、現時点で見込まれる負担額や負担の時期は、様式〇のとおりです。ただし、負担金額や負担の時期は、現時点の想定であり、水力発電所で使用する水量やダムの全体事業費、他機関との協議等により変動することがあります。

ウ ダム管理費等に関する負担

〇ダム管理費用等(以下、「維持管理負担金」という。)の額は、令和〇年度の〇〇ダムの維持管理費を基に参考金額として算出したものですが、維持管理負担金は毎年の維持管理および修繕状況に応じて額は変動するものであり、本事業での実際の負担額とは異なります。

この費用負担や施設の管理等については、多目的ダムの場合は特定多目的ダム法第 33 条に基づき負担することとし、兼用工作物の場合は河川法第 17 条第 1 項および第 66 条の規定にもとづき協議を行い、事業実施に係る基本協定および運用開始前に締結する管理に関

する協定において定めたものを負担することとします。

また、発電事業者は、河川法第 23 条、第 24 条、第 26 条等の許可を受けるほか、〇〇県河川法施行条例第〇条に基づき、流水および土地の占用料(以下、「流水占用料等」という。)を納付する必要があります。流水占用料等の額は、〇〇県流水占用料等徴収条例により算出した額となります。

その他、〇〇地方整備局と発電事業者のリスク分担(案)は別紙3のとおりです。

【解説】

既設ダムの発電施設の新增設の場合、ダム建設費に関する負担については、令和5年度に開催した「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会」では、商用発電の場合には、特定多目的ダム法の規定に従い算定することとされている。

また、同じくダム管理費等に関する負担については、同懇談会では、一部負担(負担の考え方は整理中)とされている。

3 募集等の日程

(1)募集要項等の公表・配布

令和〇年〇月〇日(〇)～ 令和〇年〇月〇日(〇)午後〇時

(2)募集要項等に関する質問受付

令和〇年〇月〇日(〇)～ 令和〇年〇月〇日(〇)午後〇時

(3)現地見学の受付

令和〇年〇月〇日(〇)～ 令和〇年〇月〇日(〇)午後〇時

(4)プロポーザル参加申込受付

令和〇年〇月〇日(〇)～ 令和〇年〇月〇日(〇)午後〇時

(5)企画提案書の受付

令和〇年〇月〇日(〇)～ 令和〇年〇月〇日(〇)午後〇時

(6)ヒアリング

令和〇年〇月(予定)

4 参加資格要件

(1)本募集に参加できる者は、〇〇ダムにおいて水力発電所の設置運営が可能な一定基準以上の技術、資金力等を有するほか、次の要件のすべてを満たす民間事業者とします。

本募集に複数で参加するもの(応募者が連合体であるとき)は、構成する法人等のいずれか一つの民間事業者が該当することが必要です。

ア 第〇種以上のダム水路主任技術者を確保でき、かつ第〇種以上の電気主任技術者を確保できること。

(第2種以上のダム水路主任技術者は自社の社員を選任すること。第3種以上の電気主任技術者は、外部委託も可とする。)

イ 本事業と同種または類似の事業の実績を有する者であること。あるいは、現在、それに着手していること。同種(類似)事業とは次のことをいう。

(ア)同種事業:ダムにおける水力発電設備の工事及び運営

(イ)類似事業:ダム以外での水力発電設備の工事及び運営

※ダムとは、河川管理施設等構造令第3条で定めるダムのこと。

(流水を貯留することを目的とした、基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上のダム)

【解説】

ダムへの発電設備の新設・増設及びその後の維持管理・運営にあたっては、電気事業法等に基づき、ダム水路主任技術者及び電気主任技術者の配置が義務付けられている。

ダム水路主任技術者については利用する放流管の水圧、電気主任技術者については水力発電所の出力に応じて求められる種別が異なる。

同種・類似業務の実績については、事業者が河川管理施設運営等への電力供給を担う可能性があることから、水力発電設備の工事及び運営のいずれも重要視する必要がある、「工事及び運営」として先行事例より厳しい要件を基本として設定した。

(2)複数の民間事業者で構成する連合体による応募の要件は、前号に掲げるもののほか、次のとおりとします。

ア 応募および事業に必要な諸手続きを一貫して担当する法人等を代表者としてあらかじめ定めること。

また、連合体の構成員全てを明らかにし、構成員の役割分担を明確にすること。

イ 原則として提案した水力発電所の所有および管理の主体を一元化すること。なお、水力発電所の所有および管理の責任は連合体(建設のみに関わる連合体の構成員は除く)が各自連帯して負うこと。

(3)応募者を構成する企業は、以下の要件を満たすこと。応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが要件を満たすこと。

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受

けていること。)

- ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- エ 審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の選定の日までの期間に、〇〇地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日建設省厚第 91 号、令和 2 年 12 月 25 日国会公契第 22 号にて改正)に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- オ 〇〇地方整備局が本事業に関する検討を委託した者である〇〇社、並びに〇〇社が本事業に関するアドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- カ 「6 評価に係る事項」の選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- キ 上記オ及びカにおいて、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。

【解説】

■応募者の構成

応募者の構成において主な論点は以下のとおりである。

◇参加企業

本事業では、単一の民間事業者の応募も、複数の民間事業者による応募も想定される。このため、例示では、どちらでも応募可能な記載としている。

◇民間事業者の複数グループでの応募

民間事業者(資本面若しくは人事面において関連のある者を含む)の複数グループでの応募は基本的には禁止である。

しかし、ダムの維持管理企業の参加可能企業が極めて限定的なケースでは、競争環境を確保する観点から、ダムの維持管理企業については他の応募グループの協力企業として重複参加することを認めるなど、対象事業の特性にあわせて検討する必要がある。

■応募者の変更

このようなプロポーザルでは、一般的に公募開始から最優秀提案者等の決定までに数か月間を要し、従来型発注における入札公告から落札者決定までの期間に比べると長い。そのため、応募者の資格の有無に係るような事象が発生する可能性も高まるため、それに配慮した条件設定等が必要となる。

5 プロポーザルの手続き

(1) 募集要項等の配布

ア 配付日時

令和○年○月○日(○)～令和○年○月○日(○)

〈午前○時～午後○時〉※行政機関の休日を除く。

イ 配布場所

〒○○-○○ ○○市○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○地方整備局 ○○部 ○○課

(2) 募集内容等に係る質問書の受付および回答の公表

ア 質問書受付期間

令和○年○月○日(○)～令和○年○月○日(金) 午後○時(必着)

イ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式1)を郵送、電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Excel としてください。)を添付し提出してください。メール送信の場合は、件名に「○○ダム水力発電所(仮称)設置・運営事業に関する質問」と記載した上で送信してください。

質問書を提出した場合は、電話にて到着の確認を行ってください。

ウ 提出先

「9 問合せおよび各書類等の提出先」のとおり

エ 回答

質問に対する回答は、企業名および競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、○○地方整備局のウェブサイト上で随時公開します。

<https://www.○○○○>

【解説】

提出書類のファイル形式については、上記本文中では、各者から提出された質問の合体や質問の対象となっている項目ごとの並べ替えの作業の簡便さの観点から、Microsoft Excel を指定した。実際の業務においては、地方整備局の判断でファイル形式を指定してよい。以下他項において同様。

(3) 現地見学の受付および実施

応募者のうち設置想定箇所の現地見学を希望する者は、アの受付期間内に、イの提出書類等を、ウにより提出してください。

ア 受付期間

令和○年○月○日(○)～令和○年○月○日(○) 午後○時(必着)

イ 提出書類等

以下の申込書を1部提出してください。

(ア)現地見学申込書(様式自由)

ウ 提出方法

応募者は、イの書類等を郵送、電子メールにファイル(ファイル形式は、[Microsoft Excel](#)としてください。)を添付し提出してください。メール送信の場合は、件名に「○○ダム水力発電所(仮称)設置・運営事業 現地見学の申込」と記載した上で送信してください。申込書を提出した場合は、電話にて到着の確認を行ってください。持参の場合は、事前に電話連絡の上、担当部局の担当者に手渡ししてください。

エ 提出先

「9 問合せおよび各書類等の提出先」のとおり

オ 実施日

令和○年○月○日(○)○:○

※アの期間内にイの提出があった場合のみ実施します。

カ その他

現地を見学するものであり、事業および募集内容等に係る質問は受け付けません。質問等については、「(2)募集内容等に係る質問書の受付および回答の公表」に示す期間および方法で質問書を提出してください。

(4)プロポーザル参加申込の受付

応募者は、「4 参加資格要件」に掲げる参加資格を全て満たしていることを確認した上で、アの受付期間内に、イの提出書類等を、ウにより提出し、参加資格の確認を受けてください。

なお、提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格者あるいは事業候補者の取り消しを行う場合があるので、十分に注意してください。

ア 受付期間

令和○年○月○日(○)～令和○年○月○日(○) 午後○時(必着)

※行政機関の休日を除く

イ 提出書類等

以下の申請書類等を各1部提出してください。

(ア)参加申込書(様式2-1)

(イ)参加申込書付属書類(様式2-2)

(ウ)担当者届(様式2-3)

※本募集に関する質疑等の窓口として担当者を選任してください。

(エ)会社概要書(パンフレット等)

(オ)連合体の構成(様式2-4)※連合体による参加の場合

ウ 提出方法

応募者は、イの書類等を下記提出先まで持参または郵送にて提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」としてください。郵送の場合は、令和○年○月○日(○)午後○時 必着を厳守し、着信の有無を電話にて確認してください。

持参の場合は、事前に電話連絡の上、担当部局の担当者に手渡ししてください。

エ 提出先

「9 問合せおよび各書類等の提出先」のとおり

オ 確認結果の通知

参加申込の確認結果は、令和○年○月○日(○)午後○時までに電子メールで送付します。

(5)企画提案書等、書類の受付

提案者は、本募集要項や条件書、図面等を確認した上で、「6 評価に係る事項」に掲げる評価基準を踏まえて、「ア」の受付期間内に、「イ」の提出書類等を、「ウ」により提出してください。

ア 受付期間

令和○年○月○日(○)～令和○年○月○日(○) 午後○時(必着)

※行政機関の休日を除く

イ 提出書類等

以下の書類を紙媒体で○部、加工可能なデータを保存した電子媒体(CD-R または DVD-R)を○枚提出してください。なお、○○地方整備局が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(ア)事業遂行能力<経営の安定性>(様式3-1)

(イ)法人毎の直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表および損益計算書

※連合体の場合は、構成員ごとに提出してください。

(ウ)事業遂行能力<運営の実績>(様式3-2)

(エ)事業計画<収支計画>①(様式3-3)

(オ)事業計画<収支計画>②(様式3-4)

(カ)事業計画<実施スケジュール>①(様式3-5)

(キ)事業計画<実施スケジュール>②(様式3-6)

(ク)事業計画<実施スケジュール>③(様式3-7)

(ケ)事業計画<発電設備>①(様式3-8)

(コ)事業計画<発電設備>②(様式3-9)

(サ)発電所の計画平面図、施設断面図(A3サイズ片面1枚)

(シ)事業計画<施工方法>(様式3-10)

(ス)施工方法に関する提案内容の補足資料(A4サイズ片面1枚)

(セ)事業計画<維持管理方法>(様式3-11)

(ソ)維持管理体制、システム構成等、維持管理方法に関する提案内容の補足資料
(A4サイズ片面1枚)

(タ)地域振興<地域の産業振興>(様式3-12)

(チ)地域振興<ダム周辺の地域振興>(様式3-13)

(ツ)地域振興<災害等非常時の地域貢献>(様式3-14)

(テ)役員一覧表(様式3-15)

(ト)誓約書(様式3-16)

ウ 提出方法

イの書類等を下記提出先まで持参または郵送にて提出してください。なお、郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」としてください。

※郵送の場合、令和○年○月○日(○)午後○時必着を厳守し、着信の有無を電話で確認してください。

エ 提出先

「9 問合せおよび各書類等の提出先」のとおり

【解説】

提出書類は、参加資格要件と評価項目と関連する。そのため、それらを先行して検討し、それに整合した内容の提案を求めることになる。

(6)プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とします。

(ア)「6 評価に係る事項」に掲げる選定委員会の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(イ)他の参加資格者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

(ウ)事業候補者選定終了までの間に、他の参加資格者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(エ)応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(オ)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正等を除き、原則認めません。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

キ その他

(ア)参加資格者であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

(イ)提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要項および条件書1の記載内容に同意したものとします。

(ウ)提出された企画提案書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ)企画提案書の提出後に辞退をする場合は、提案者は、○月○日午後○時まで(郵送の場合は必着)に、辞退届(様式自由)を担当部局に持参または郵送により提出してください。

(オ)いずれの時点においても、辞退に対する罰則等は発生しません。

【解説】

商用発電事業として実施する場合、公表資料や事業候補者の選定について明確に定められた手続きはない。PFI 事業として実施する場合と異なり、河川法上の手続きが必要になる点に留意が必要となる。

6 評価に係る事項

(1)評価方法

ア 評価は、○○地方整備局が別に定める有識者等により組織された○○ダム水力発電所(仮称)設置・運営事業候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が行います。選定委員会の構成は以下のとおりです。

○○ ○○	※所属組織、役職名等を記載。下欄も同様。
○○ ○○	
○○ ○○	
○○ ○○	
○○ ○○	

(五十音順、敬称略)

イ 最優秀提案者の選定に当たっては、「6(3)」の評価基準に基づき、提出書類等により評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

ウ 選定委員会において、最優秀提案者および優秀提案者を決定します。

(2)ヒアリングについて

ア 開催日時

令和〇年〇月(予定)

イ 開催場所

〇〇地方整備局内会議室(予定)

ウ その他

(ア)開催日時および開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。

(イ)参加人数は、〇名までとします。

(ウ)選定委員会当日、新たに説明資料を追加することはできません。

(エ)パソコン、プロジェクター等の機材は用意します。仕様については別途通知します。

(オ)参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

(カ)正当な理由がなく指定時間に遅れた場合は、選定委員会への参加を認めることはできません。

エ 評価結果については、それぞれの提案者に対し書面により通知するとともに、その概要を〇〇地方整備局ウェブサイトで公表します。

(3)評価基準

企画提案の評価基準は次頁のとおりです。

評価項目		評価基準	配点
事業遂行能力	経営の安定性	長期に及ぶ発電事業を継続しうる資金力・経営能力を有しているか。 会社経営は安定し信用力が高いか。	○
	運営の実績	水力発電所設置運営事業(同種・類似)の実績(着手中を含む)を有しているか。	○
	小計		○
事業計画	収支計画	発電事業の収支計画が妥当であり、具体性や実現性は高いか。また、長期間、事業を実施する計画となっているか。	○
	実施スケジュール	事業期間、関係法令等の手続きなど、事業実施のスケジュールは妥当か。	○
	発電設備	ダム構造や管理設備の安全性に支障がなく、発電設備計画が妥当なものとなっているか。	○
	施工方法	発電設備の施工は、ダム本体工事等の施工方法に支障がなく、希少猛禽類および河川等周辺環境に配慮した十分な対策がなされているか。	○
	維持管理方法	平常時の管理体制(システム構成を含む)はダムの運用を考慮したものとなっているか。発電所が事故等により停止した場合の対策は適切か。	○
	小計		○
地域振興	地域の産業振興	地域資金の活用、県内企業の活用、地域の人材の活用において、有効な提案がなされているか。	○
		ダム周辺の地域振興において有効な提案がなされているか。	○
		災害等非常時に地域やダムに貢献する提案がなされているか。	○
	小計		○
合計			○

【解説】

事業候補者の選定にあたっては、募集要項に示した評価基準に基づき、有識者等からなる選定委員会が提案書を審査する方法が考えられる。

■全体

選定委員会は、審査委員会や有識者等委員会との呼称でもよい。

■委員の構成 <要検討事項>

選定委員会の委員の人数には定めない。検討すべき分野、日程調整等の事務負担を考慮すると5名程度を上限とすることが想定されるが、対象事業に即して設定する。

選定委員会の委員は、水力発電、河川維持管理、官民連携のほか、法律又は会計・税務、地元関係者、〇〇地方整備局などの分野から選定することが想定されるが、対象事業に即して設定する。

地元関係者の参加については、当該事業における地域振興に関する評価の方針と合わせて整理する。

■委員と応募者の関係整理(利益相反防止)

募集要項案でも示しているが、利益相反防止の観点から、選定委員会の委員の属する組織等は応募者となることができない。

募集要項の応募者の参加資格要件に関する記述では、「選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。」といった趣旨の記載が行われることが多い。

■民間事業者の委員への働きかけの禁止 <要検討事項>

民間事業者が選定委員会の委員に対して、本事業に関する情報収集を図ったり、評価に対して働きかけを行ったりすることは望ましくない

一方、選定委員会の委員は当該分野で活躍されている方々であり、本事業に限らず民間事業者とは多面的な接点があると想定される。そのため、選定委員会の委員と応募者とのすべての接触を禁止することは現実的ではない。

また、選定委員会の委員はみなし公務員として守秘義務を負っていることについても考慮することが必要である。

■評価項目 <要検討事項>

基本的には上記のような項目が想定されるが、対象事業の特徴に合わせて検討する。

最終的には、事業趣旨をご理解いただいた上で、選定委員会にて決定していただく。

■地域振興に対する評価 <要検討事項>

地域振興策としては多様なものが想定されるが、事業性への影響、地元に対する配慮の必要性等を総合的に判断し、設定することになる。

(4)提案者が1者または無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合は、基準点を〇点とし、評価値が基準点を満たす場合のみ当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たさない場合、または提案者がいない場合は、再度の

公募等の検討を行います。

【解説】

■ 下限点数の設定 <要検討事項>

事業の質の確保の観点から、一定以上の得点を確保しない場合には失格とすることも想定される。

これについては、審査基準の内容、各委員の採点方針、応募予定者数等とも関連することから、個別に検討することが求められる。

(5) 詳細な応募資格確認書類の受付

最優秀提案者は、「ア」の受付期間内に、「イ」の提出書類等を、「ウ」により提出し、詳細な参加資格の確認を受けることとします。

なお、最優秀提案者の応募資格が認められない場合は、優秀提案者の詳細な応募資格確認を行います。

また優秀提案者も、応募資格が認められない場合は、次点者の応募資格確認を行い、以下、評価値が基準点以上の提案者まで順次同様に確認します。

提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格者あるいは事業候補者の取り消しを行う場合があるので、十分に注意してください。

ア 受付期間

「6(2)エ」に記載の評価結果通知日から〇日以内

イ 提出書類等

以下の申請書類等を各1部提出すること。

(ア) 水力発電設備の設置または運営実績を証明する書類(様式は任意)

(イ) 第2種以上のダム水路主任技術者が選任できることを証明する書類(様式は任意)

(ウ) 第3種以上の電気主任技術者が選任できることを証明する書類(様式は任意)

(エ) 法人税と消費税及地方消費税についての納税証明書

※未納税額がないことを証明する書類(納税証明書その3の3)。所管税務署が令和〇年〇月〇日の〇ヶ月前までに発したものを。写し可。

ウ 提出方法

応募者は、「イ」の書類等を下記提出先まで持参または郵送にて提出してください。なお、郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」としてください。

※郵送の場合、「6(2)エ」に記載の評価結果通知日から〇日以内を厳守し、着信の有無を電話で確認してください。

エ 提出先

「9 問合せおよび各書類等の提出先」のとおり

7 基本協定の締結

(1) 協議の実施

〇〇地方整備局は、「6 評価に係る事項」に掲げる評価により決定した最優秀提案者を事業候補者とし〇〇ダムにおいて水力発電所を設置運営する上での費用の負担割合や施設の管理等について協議を行い、基本協定に定める条件書を決定したうえで、両者が合意に至った場合は、事業実施等に係る基本協定を締結します。基本協定に定める条件書は、「2(4)」に定める条件書に事業候補者からの提案内容を追加したものを基本とします。

なお、協議は最優秀提案者から行いますが、合意の可能性がないと〇〇地方整備局が判断した場合は、当該提案者との協議を打ち切り、優秀提案者と協定内容について、協議を行うものとします。優秀提案者も合意の可能性がないと〇〇地方整備局が判断した場合は、次点者と協議を行い、以下、評価値が基準点以上の提案者まで順次同様に協議します。

(2) 基本協定の内容

基本協定書には、費用の負担割合や精算方法、発電施設の完成期限、施設の管理方法、企画提案書の提案事項の遵守、条件書に記載する内容の遵守等について定めます。

(3) 新会社の設立

最優秀提案者が発電事業者として新たに新会社を設立することを希望し、〇〇地方整備局がそれによっても本事業の業務遂行に特段の懸念がないと判断する場合には、〇〇地方整備局は新会社と基本協定を締結します。

【解説】

■事業関係者との調整

発電事業者はダム管理者との基本協定の締結及び河川法上の登録・許可に基づき事業を実施することとなるが、これに先立ち、必要に応じ FIT/FIP 認定の取得手続き・系統連系にかかる契約手続きを済ませ、事業の実施に支障がないことを確認する必要がある。

また、地域振興にかかる取組を求める場合には、これについても同様に地元自治体等との協定締結等に向けて協議を実施する必要がある。

■新会社の設立

応募者が複数の民間事業者からなるグループである場合には、対象事業に係る民間事業者が複数に亘ることのほか、対象事業の収支の分別管理、出資企業からの倒産隔離、事業実施場所での本社機能の配置、当該事業の収支を返済原資とするプロジェクトファイナンス方式での資金調達への配慮等の観点から、事業主体として新たに会社法に基づく株式会社等の設立の希望が示される可能性がある。この新会社は、SPC (Special Purpose Company、特別目的会社) と呼ばれることもある。

その場合には、設立理由、選定された民間事業者との業務分担や資金の流れ、事業の安定性への影響の有無等の説明を受け、可否を判断することが想定される。

なお、本文にもあるとおり、新会社の設立は任意とする。

8 留意事項

(1)言語、通貨、単位について

企画提案および協定、契約の手續きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとします。

(2) 個人情報保護

発電事業者が、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

発電事業者は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

9 問合せおよび各書類等の提出先

〒〇〇-〇〇 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇地方整備局 〇〇部 〇〇課

TEL : ○○-○○-○○

E-mail: ○○@○○

<公募後の流れ>

	項 目	提 出 書 類
○年○月○日(○)	公募	
○年○月○日(○)	現地見学の申し込み期限	現地見学申込書(様式自由)
○年○月○日(○)	参加申込の期限	様式○、会社概要
○年○月○日(○)	参加申込の確認	
○年○月○日(○)	質問書の提出期限	様式○
○年○月○日(○)	提案書の提出期限	様式○、事業報告書、貸借対照表および損益計算書 発電所の計画平面図、施設断面図 施工方法に関する提案内容 維持管理体制、システム構成等、維持管理方法に関する提案内容 上記資料を保存した電子媒体(CD-R または DVD-R)
○年○月(予定)	選定委員会 最優秀提案者の選定	
結果通知から 2 日以内	「NO」の場合は 次点者に通知	
	結果通知	
	詳細な応募資格確認書類の受付	水力発電設備の設置または運営実績を証明する書類 第 2 種以上のダム水路主任技術者が選任できることを証明する書類 第 3 種以上の電気主任技術者が選任できることを証明する書類 法人税と消費税及地方消費税について未納がないことの納税証明書
	電気事業法等の関係法令協議 電気事業者との系統連系協議 基本協定締結の協議	
	基本協定締結 河川法上の手続き	

【解説】

公募の流れは概ね上表のようなものになると想定されるが、参加申込の前に質問・回答を実施すること、参加申込の前に応募資格確認を行うことなど、他の選択も想定される。選定スケジュール、想定される応募者数や業績見込等を踏まえて、案件ごとに設定する。

別紙1 位置図

【解説】

概略設計図書等を踏まえて、本施設の位置がわかる資料を提示する。

別紙2 箇所図・用地図

【解説】

概略設計図書等を踏まえて、本施設の位置がわかる資料を提示する。

別紙3 リスク分担(案)

【解説】

令和5年度に開催した「気候変動に対応したダム機能強化のあり方に関する懇談会」では、商用発電については基本的には発電事業者がリスクを負担することが示されている。